

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

条 例

○福島県税特別措置条例の一部を改正する条例	一	○福島県情報公開条例の一部を改正する条例	八
○福島県税特別措置条例の一部を改正する条例	七	○福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例	八
○特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	七	○大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例	九
○福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	七	○福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例	十
○福島県個人情報保護条例の一部を改正する条例	七	○福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	十
○福島県個人情報保護条例の一部を改正する条例	八	○福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例	十
○政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例	八		

条 例

福島県税条例の一部を改正する条例、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、福島県職員恩給条例の一部を改正する条例、福島県個人情報保護条例の一部を改正する条例、政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例、福島県情報公開条例の一部を改正する条例、福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例、大気汚染防止

法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県条例第五十一号

福島県税条例の一部を改正する条例

福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「均等割額によつて」の下に「、第四号の二に掲げる者に対しては法人税割額によつて」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 法人課税信託(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)(の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの

第二十三条第四項中「行うもの」の下に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を、「当該収益事業」の下に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第五項中「(昭和四十年法律第三十四号)」を削り、「収益事業」の下に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第六項中「含む。」の下に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加える。

第二十三条の二を第二十三条の二とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第二十三条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。)(及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。)(ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節(前条、次条、第二十三条の三、第三十六条、第三十八条、第三十八條の三及び第三十八條の四を除く。第三項から第五項までにおいて同じ。)(の規定を適用する。

- 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。
- 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第六条の三の規定は、前二項の規定をこの節の規定中個人の県民税に関する規定において適用する場合について準用する。
- 法人税法第四条の七の規定は、第一項及び第二項の規定をこの節の規定中法人の県民税に関する規定において適用する場合について準用する。
- 第一項、第二項及び前項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第三十八条第一項の表の第一号	資本金等の額	当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、第二十三条の第二項及び第二項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第一項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）の資本金等の額
第三十八条第一項の表の第二号から第四号まで	資本金等の額	当該法人に係る固有法人の資本金等の額
第三十八条第二項第一号及び第二項第一号の三	当該法人	当該法人に係る固有法人
第三十八条第二項第一号の二	これらの法人	これらの法人に係る固有法人
第三十八条第二項第二号	法人税額を	当該法人に係る固有法人の法人税額を
第三十八条第四項	法人の 現在における	法人に係る固有法人の 現在における当該法人に係る固有法人の

6 前各項に定めるもののほか、法人課税信託の受託者又は受益者に対するこの節の規定の適用については、施行令第七条の四の三に規定するところによる。
第二十三条の三を次のように改める。

（県民税と信託財産）

第二十三条の三 信託財産については、信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）が当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして、この節の規定を適用する。ただし、集団投資信託（所得税法第十三条第三項第一号に規定する集団投資信託をいう。第三十八条の十二において同じ。）は、退職年金等信託（同項第二号に規定する退職年金等信託をいう。）又は法人課税信託の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2 信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として施行令第七条の四の第一項に規定するものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）は、前項に規定する受益者とみなして、同項の

規定を適用する。

3 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、前項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他前二項の規定の適用については、施行令第七条の四の第二項から第四項までに規定するところによる。

第二十三条の四中「無記名の株式」を「無記名株式等（所得税法第十四条第一項に規定する無記名株式等をいう。）」に、「合同運用信託のうち、貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第二条第一項」を「同法第二条第一項第十二号」に改め、「投資信託」の下に「（同項第十二号の二に規定する投資信託をいう。）」を加え、「特定の信託」を「特定受益証券発行信託（同項第十五号の五に規定する特定受益証券発行信託をいう。）」に改める。

第二十四条第二項中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削る。

第三十八条第二項第一号中「（法人税法第八十二条の八第一項又は第八十二条の第十項の申告書に係る法人税額を除く。）」を削る。

第三十八条の十二第一項中「信託会社」を「法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人」に、「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託（所得税法第七十六條第二項に規定する特定投資信託以外の投資信託をいう。）を「集団投資信託（国内にある営業所に信託されたものに限る）」に、「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託」を「集団投資信託」に改め、同条第二項中「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託」を「集団投資信託」に改める。

第三十八条の十七中「第七十一条の十四第四項」を「第七十一条の十四第五項」に改める。

第三十八条の二十五中「第七十一条の三十五第五項」を「第七十一条の三十五第六項」に改める。

第三十八条の二十九中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める。

第三十八条の三十一中「第七十一条の五十五第五項」を「第七十一条の五十五第六項」に改める。

第三十九条第一項第一号中「及び第三号」を削り、同号イ中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第五項各号」に改め、「人格のない社団等」の下に「第四項に規定するみなし課税法人」を、「投資信託及び投資法人に関する法律」の下に「（昭和二十六年法律第九十八号）」を加え、「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改め、「資産の流動化に関する法律」の下に「（平成十年法律第五号）」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第三項中「をいう。」の下に「又は法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受け」を加え、同条第六項中「第七十二条の二第七項各号」を「第七十二条の二第八項各号」に、「同条第八項各号」を「同条第九項各号」に、「同条第九項各号」を「同条第十項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 法人課税信託の引受けを行う個人（以下この節において「みなし課税法人」という。）

には、第二項の規定により個人の行う事業に対する事業税を課するほか、法人とみなして、法人の行う事業に対する事業税を課する。

第三十九条の二を第三十九条の二とし、第三十九条の次に次の一条を加える。

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第三十九条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項及び第七項において同じ。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節(前条、次条、第三十九条の三及び第三十九条の十七から第三十九条の十九までを除く。第三項から第五項まで、第七項及び第八項において同じ。)の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 法人税法第四条の七の規定は、受託法人(法人課税信託の受託者である法人(その受託者が個人である場合にあつては、当該受託者である個人)について、前二項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。))又は法人課税信託の受益者について前二項の規定をこの節において適用する場合について準用する。

4 法人税法第四条の八及び第一百五十二条第一項の規定は、第一項及び第二項の規定をこの節の規定中法人の行う事業に対する事業税に関する規定において適用する場合について準用する。

5 所得税法第六条の三の規定は、第一項及び第二項の規定をこの節の規定中個人の行う事業に対する事業税に関する規定において適用する場合について準用する。

6 前条第一項の規定にかかわらず、同項第一号アに掲げる法人で受託法人であるものに対して課する法人の行う事業に対する事業税の額は、所得割額とする。

7 前条第四項の規定にかかわらず、みなし課税法人で受託法人であるものに対しては個人の行う事業に対する事業税を、みなし課税法人で固有法人(法人課税信託の受託者である法人(その受託者が個人である場合にあつては、当該受託者である個人))について、第一項及び第二項の規定により、当該法人課税信託に係る固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。)であるものに対しては法人の行う事業に対する事業税を課さない。

8 第一項から第四項までの規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第三十九条の七	法人	法人で固有法人であるもの
第一項第一号及		

び第三項第一号

第三十九条の七
第一項第三号及
び第三項第三号

その他の法人
その他の法人(第三十九条第一項第一号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)

第三十九条の七
第三項

法人で
受託法人及び三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で

第三十九条の十
第一項第五号

当該法人
当該固有法人

9 前各項に定めるもののほか、法人課税信託の受託者又は受益者に対するこの節の規定の適用については、施行令第十五条の三に規定するところによる。

第三十九条の三を次のように改める。

(事業税と信託財産)

第三十九条の三 信託の受益者(受益者としての権利を現に有するものに限る。)は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この節の規定を適用する。ただし、集団投資信託(法人税法第二条第二十九号に規定する集団投資信託をいう。第三項において同じ。)、退職年金等信託(同法第十二条第四項第一号に規定する退職年金等信託をいう。第三項において同じ。)、特定公益信託等(同条第四項第二号に規定する特定公益信託等をいう。第三項において同じ。))又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。

2 信託の変更をする権限(軽微な変更をする権限として施行令第十五条の四第一項に規定するものを除く。)を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者(受益者を除く。)は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

3 法人が受託者となる集団投資信託、退職年金等信託又は特定公益信託等の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用は、当該法人の各事業年度の所得の金額、各連結事業年度の連結所得の金額及び清算所得の金額の計算上、当該法人の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなして、この節の規定を適用する。

4 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、第二項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他前三項の規定の適用については、施行令第十五条の四第二項から第四項までに規定するところによる。

第三十九条の四第一項第一号中「及び第三号」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第四項中「、同項第二号の各特定信託の各計算期間の所得は

法第七十二条の二十三、法第七十二条の二十四及び法第七十二条の二十四の六の規定により」を削り、「同項第三号」を「同項第二号」に改める。

第三十九条の七第一項中「特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）並びに」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項第一号エを削り、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の六・六の税率によつて定められた率を乗じて得た金額

三 その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の九・六の税率によつて定められた率を乗じて得た金額

第三十九条の七第四項を同条第三項とし、同条第五項中「又は各特定信託の計算期間が一年に満たない場合」及び「又は第二項」を削り、「第一項中」を「同項中」に改め、「、第二項中「年四百万円」とあるのは「四百万円に当該計算期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「年八百万円」とあるのは「八百万円に当該計算期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項第四号中「第七十二条の二第九項第五号」を「第七十二条の二第十項第五号」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十九条の十一第一項中「若しくは収入割又は各特定信託の各計算期間に係る特定信託所得割」を「又は収入割」に改め、同項第一号中「又は各計算期間」及び「又は計算期間」を削り、同項第五号中「又は計算期間」を削る。

第三十九条の十三中「第七十二条の四十六第四項」を「第七十二条の四十六第五項」に改める。

第三十九条の二十三第一項中「免除される事業者」の下に「（同法第十五条第一項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（譲渡割と信託財産）

第三十九条の二十三の二 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）

は当該信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等は当該受益者の課税資産の譲渡等とみなして、この節の規定を適用する。ただし、集団投資信託（法人税法第二条第二十九号に規定する集団投資信託をいう。）、法人課税信託（同条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。次条において同じ。）、退職年金等信託（同法第十二条第四項第一号に規定する退職年金等信託をいう。）、又は特定公益信託等（同項第二号に規定する特定公益信託等をいう。）の信託財産に属する資産及び当該信託財産に係る資産に係る課税資産の譲渡等については、この限りでない。

2 信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として施行令第三十五条の七の二第一項に規定するものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けらることとされている者（受益者を除く。）は、前項に規定する受益者とみなして、同

項の規定を適用する。

3 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、前項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他前二項の規定の適用については、施行令第三十五条の七の二第二項から第四項までに規定するところによる。

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第三十九条の二十三の三 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び課税資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（第三十九条の二十三、前条、第三十九条の三十一及び第三十九条の三十二を除く。以下この条において同じ。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 個人事業者が受託事業者（法人課税信託の受託者について、前二項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この項において同じ。）である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この節の規定を適用する。

4 一の法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、各受託者の当該法人課税信託に係る信託資産等は、当該法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（次項において「主宰受託者」という。）の信託資産等とみなして、この節の規定を適用する。

5 前項の規定により主宰受託者の信託資産等とみなされた当該信託資産等に係る地方消費税については、主宰受託者以外の受託者は、その地方消費税について、連帯納付の責めに任ずる。

6 前各項に定めるもののほか、法人課税信託の受託者についてのこの節の規定の適用については、施行令第三十五条の七の三に規定するところによる。

第四十一条の七中「第七十四条の二十三第四項」を「第七十四条の二十三第五項」に改める。

第四十二条の十四中「第九十条第四項」を「第九十条第五項」に改める。

第六十九条第五項中「前七日まで」を「まで（次項に該当する場合にあつては、当該年度の二月末日まで）」に改め、「払い込むこととされている際」の下に「（次項に該当する場合にあつては、当該年度の二月末日まで）」を加え、「（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）第二十六条第四号の通院医療費受給者番号（以下「通院医療費受給者番号」という。）の記載があるものに限る。以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び」を「（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第三項の規定により交付された自立支援医療受給者証（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第一条第三号に規定する精神通院医療に係るものに限る。以下「自立支援医療受給者証」という。）並びに」に改め、「精神障害者保健福祉手帳及

「び」の下に「自立支援医療受給者証並びに」を加え、同項第四号中「通院医療費受給者番号」を「自立支援医療受給者証の受給者番号」に改め、同条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項第五号に該当する自動車に係る自動車税の減免すべき税額は、当該自動車は次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該自動車に係る自動車税の年額に当該申請のあつた月の翌月から同月の属する年度の三月までの月数（当該申請のあつた月が一月である場合にあつては二、当該申請のあつた月が二月である場合にあつては一）を乗じて得た額を十二（法第五十條第一項の規定により月割をもつて課税する場合にあつては、納税義務が発生した月の翌月から同月の属する年度の三月までの月数（納税義務が発生した月が一月である場合にあつては二、納税義務が発生した月が二月である場合にあつては一））で除して得た額に相当する額とする。ただし、同条第二項の規定により月割をもつて課税するときは、当該自動車に係る自動車税の年額に当該申請のあつた月の翌月から当該納税義務が消滅した月までの月数（納税義務が消滅した月が当該申請のあつた月の翌月である場合にあつては一）を乗じて得た額を当該納税義務が消滅した月の属する年度の四月から当該納税義務が消滅した月までの月数（納税義務が消滅した月が六月である場合にあつては二、納税義務が消滅した月が五月である場合は一）で除して得た額に相当する額とする。

一 自動車税の賦課期日以後に第一項第五号に該当することとなつた場合に係る自動車である場合

二 普通徴収の方法によつて徴収される自動車税にあつては納期限後に、証紙徴収の方法によつて徴収される自動車税にあつては納付のあつた日後に減免の申請を行う場合に係る自動車である場合

第六百九十九條の二十一第四項を「第六百九十九條の二十一第五項に、「行なう」を「行う」に改める。

第六百三十七條中「第七百條の三十三第四項」を「第七百條の三十三第五項」に改める。附則第三條の二の次に次の一條を加える。

（公益信託に係る県民税の課税の特例）

第三條の三 当分の間、公益信託（公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一條に規定する公益信託（法人税法第三十七條第六項に規定する特定公益信託を除く。）をいう。以下この條において同じ。）の信託財産について生ずる所得については、公益信託の委託者又はその相続人その他の一般承継人が当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして、第二章第一節の規定を適用する。

2 公益信託は、第二十三條第一項第四号の二に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

附則第五條第一項中「、証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二條第四項に規定する証券投資信託及びこれに類する同條第二十八項に規定する外国投資信託）を「又は証券投資信託（同法第二條第一項第十三号に規定する証券投資信託）」に改め、「若しくは特定投資信託（法人税法第二條第二十九号の三イに掲げる信託をいう。以下

この項において同じ。）」を削り、「所得税法第九條第一項第十一号」を「同法第九條第一項第十一号」に改め、「又は特定目的信託の収益の分配」を削り、「所得税法第二十四條」を「同法第二十四條」に改め、同項第一号中「、特定株式投資信託」を「又は特定株式投資信託」に改め、「又は特定投資信託」及び「及び特定目的信託の収益の分配」を削る。

附則第五條の四第二項第三号中「第四十一條の二の二」の下に「、第四十一條の三の二」を加え、「若しくは第四十一條の十九の二」を、「第四十一條の十九の二若しくは第四十一條の十九の三」に改める。

附則第七條の二中「若しくは所得税法等の一部を改正する法律」を「、所得税法等の一部を改正する法律」に改め、「第四十二條の十一第六項若しくは第七項」の下に「、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第六條の規定によりなおその効力を有することとされる同法第十三條の規定による改正前の租税特別措置法第四十二條の十一第六項若しくは第七項若しくは第十二項若しくは第十三條の規定による改正する法律（平成十九年法律第四号）附則第八十九條、第九十條第六項、第九十一條若しくは第九十二條の規定によりなお従前の例によることとされる同法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法第四十二條の六第六項若しくは第七項、第四十二條の七第六項若しくは第七項、第四十二條の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二條の十一第六項若しくは第七項」を加え、「この項」を「この條」に、「第四十一項及び第四十三項」を「から第四十二項まで及び第四十四項」に改める。

附則第七條の三中「、同期間内に終了する各連結事業年度分の法人税割及び同期間内に終了する各特定信託の各計算期間分の法人税割」を「及び同期間内に終了する各連結事業年度分の法人税割」に改める。

附則第七條の四第一項中「、各連結事業年度分の法人税割額及び各特定信託の各計算期間分」を「及び各連結事業年度分」に改める。

附則第七條の六を次のように改める。

（公益信託に係る事業税の課税の特例）

第七條の六 当分の間、公益信託（公益信託ニ関スル法律第一條に規定する公益信託（法人税法第三十七條第六項に規定する特定公益信託を除く。）をいう。以下この條において同じ。）の委託者又はその相続人その他の一般承継人（以下この項において「委託者等」という。）は当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該委託者等の収益及び費用とみなして、第二章第二節の規定を適用する。

2 公益信託は、第三十九條第三項に規定する法人課税信託に該当しないものとする。附則第八條第三項中「第三十九條の四第一項第三号」を「第三十九條の四第一項第二号」に改める。

附則第八條の四の次に次の一條を加える。

（公益信託に係る地方消費税の課税の特例）

第八條の四の二 当分の間、公益信託（公益信託ニ関スル法律第一條に規定する公益信託（法人税法第三十七條第六項に規定する特定公益信託を除く。）をいう。以下この

条において同じ。)の委託者又はその相続人その他の一般承継人(以下この項において「委託者等」という。)は当該公益信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等(第三十九条の二十三第一項に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。)は当該委託者等の課税資産の譲渡等とみなして、第二章第三節の規定を適用する。

2 公益信託は、第三十九条の二十三の第二項ただし書に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

附則第十六条第二項中「第三十一条の第二項第十一号から第十六号」を「第三十一条の第二項第十二号から第十七号」に改め、同条第三項中「第三十六条の五から第三十七条まで」を「第三十六条の五、第三十七条」に改め、同条第四項中「第三十一条の第二項第十一号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号」を「第三十一条の第二項第十二号から第十五号までの造成又は同項第十六号若しくは第十七号」に、「同条第二項第十一号から第十六号」を「同条第二項第十二号から第十七号」に改め、同条第六項中「第三十一条の第二項第十一号から第十六号」を「第三十一条の第二項第十二号から第十七号」に改める。

附則第十六条の二中「第三十一条の第二項第十一号から第十六号」を「第三十一条の第二項第十二号から第十七号」に改める。

附則第十九条の二第一項中「証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第八項第三号イに掲げる取引」に改める。

附則第十九条の三第二項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

附則第二十条第二項第二号中「証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法第二十八条第八項第三号イに掲げる取引」に、「証券業者」を「金融商品取引業者」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六十九条第五項の改正規定(「前七日まで」を「まで(次項に該当する場合にあつては、当該年度の二月末日まで)」に改める部分及び「払い込むこととされている際」の下に「(次項に該当する場合にあつては、当該年度の二月末日まで)」を加える部分に限る。)、同条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に一項を加える改正規定、附則第五条の四第一項第三号の改正規定、附則第七条の二の改正規定(「この項」を「この条」に改める部分及び、第四十一項及び第四十三項)を「から第四十二項まで及び第四十四項」に改める部分を除く。並びに附則第十六条及び附則第十六条の二の改正規定並びに次条の規定 平成二十年四月一日

二 第二十三条の改正規定、第二十三条の二を第二十三条の二の二とし、第二十三条の次に一条を加える改正規定、第二十三条の三から第二十四条まで、第三十八条及

び第三十八条の十二の改正規定、第三十九条の改正規定(同条第一項第一号イの改正規定(第二条第十九項)を「第二条第十二項」に改める部分に限る。)、第三十九条の二を第三十九条の二の二とし、第三十九条の次に一条を加える改正規定、第三十九条の三、第三十九条の四、第三十九条の七、第三十九条の十一及び第三十九条の二十三の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、附則第三条の二の次に一条を加える改正規定、附則第五項、附則第七條の三、附則第七條の四第一項、附則第七條の六及び附則第八條第三項の改正規定並びに附則第八條の四の次に一条を加える改正規定並びに附則第三條の規定 信託法(平成十八年法律第八号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

三 第三十八条の二十九の改正規定、第三十九条第一項第一号イの改正規定(第二条第十九項)を「第二条第十二項」に改める部分に限る。並びに附則第十九条の二、附則第十九条の三第二項及び附則第二十條第二項第二号の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(自動車税に関する経過措置)

第二条 改正後の福島県税条例(以下「新条例」という。)第六十九条第六項の規定は、平成二十年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十九年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

第三条 新条例第二十三条、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条から第三十九条の四まで、第三十九条の七、第三十九条の十一、第三十九条の二十三から第三十九条の二十三の三まで並びに附則第三条の三、第七條の六及び第八條の四の二の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託(遺言によつてされた信託にあつては同日以後に遺言がされたもの)に限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第九号)第三條第一項、第六條第一項、第十一條第二項、第十五條第二項、第二十六條第一項、第三十條第二項又は第五十六條第二項の規定により同法第三條第一項に規定する新法信託とされた信託(以下この条において「新法信託」という。)を含む。第五項において同じ。)について適用し、同日前に効力が生じた信託(遺言によつてされた信託にあつては同日前に遺言がされたもの)を含み、新法信託を除く。第五項において同じ。)については、この条に別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

2 新条例第二十三条の二の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる法人課税信託(遺言によつてされた信託で法人課税信託に該当するもの)にあつては同日以後に遺言がされたもの)に限り、新法信託に該当する法人課税信託を含む。)について適用する。

3 新条例第二十三条の三第一項の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託の信託財産に属する資産及び負債について生ずる所得について適用し、同日前に効力が生じた信託(前二項の規定の適用を受けるものを除く。)の信託財産について生ずる所得については、なお従前の例による。

4 新条例第二十三条の四の規定は、信託法の施行の日以後に支払を受けるべき同条に規定する利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき改正前の福島県税条例（以下「旧条例」という。）第二十三条の四に規定する利子等については、なお従前の例による。

5 新条例第三十八条の十二の規定は、同条第一項に規定する集団投資信託の信託財産について信託法の施行の日以後に徴収される利子割の額について適用し、旧条例第三十八条の十二第一項に規定する合同運用信託又は特定投資信託以外の信託財産について同日前に徴収された利子割の額については、なお従前の例による。

6 信託法の施行の日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、旧条例第三十九条の三第一項ただし書に規定する信託を除く。以下この項において「旧信託」という。）が同日以後に法人課税信託に該当することとなった場合には、当該旧信託を新条例第三十九条の二第三項において準用する所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）第二条の規定による改正後の法人税法第四条の七第九号に規定する受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託として、同号の規定を適用する。

7 新条例附則第五条第一項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が信託法の施行の日以後に同項に規定する配当所得を有することとなる場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧条例附則第五条第一項に規定する配当所得を有することとなる場合については、なお従前の例による。

（財務領域税務企画グループ）

福島県条例第五十二号

福島県税特別措置条例の一部を改正する条例

福島県税特別措置条例（昭和三十八年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に、「第十二条第一項の表の第二号又は第四十五条第一項の表の第二号」を「第十二条第一項の表の第一号又は第四十五条第一項の表の第一号」に改める。

第九条及び第九条の六第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県税特別措置条例第五条、第九条及び第九条の六の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

（財務領域税務企画グループ）

福島県条例第五十三号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年福島県条例第一百一号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「一〇、七〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「八、八〇〇円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（人事領域人事グループ）

福島県条例第五十四号

福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

福島県職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「六月以上」を「十二月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者をいう。以下この条において同じ。）にあつては、六月以上）」に、「雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）」を「同法」に、「同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者を同項」を「特定退職者を同法第二十三条第二項」に改め、同条第二項中「六月以上」を「十二月以上（特定退職者にあつては、六月以上）」に改め、同条第十六項中「又は船員保険法（昭和四十四年法律第七十三号）」を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第十一条第十六項の改正規定及び附則第三項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の福島県職員の退職手当に関する条例第十一条及び第二項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 改正後の福島県職員の退職手当に関する条例第十一条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第四十二条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

（人事領域給付グループ）

福島県条例第五十五号

福島県職員恩給条例の一部を改正する条例

福島県職員恩給条例（昭和三十二年福島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。第四十七条第二項中「第六十五条第二項」の下に「及び第八十三条の二」を加える。

第五十三条中「重度障害の状態であつて」を「職員の死亡の当時から重度障害の状態にあつて、かつ、」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第十七条の改正規定は、平成二十年十月一日から施行する。

(成年の子の遺族扶助料に関する経過措置)

第二条 改正前の福島県職員恩給条例第五十三条の規定は、この条例の施行の際現に遺族扶助料を受ける権利又は資格を有する成年の子については、改正後の福島県職員恩給条例第五十三条の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

(人事領域給付グループ)

福島県条例第五十六号

福島県個人情報保護条例の一部を改正する条例

福島県個人情報保護条例(平成六年福島県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

附 則

第十二条第三号エ中「及び日本郵政公社」を削る。

(文書管財領域文書法務グループ)

福島県条例第五十七号

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例(平成七年福島県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「貯金(当座貯金及び普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金)を」及び貯金(当座貯金及び普通貯金)に、「貯金及び普通貯金」を「及び貯金」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

1 この条例は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日又はこの条例の公布の日いずれか遅い日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。

2 この条例(第二条第一項第四号の改正規定に限る。)による改正後の政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例第二条の規定の適用については、同号の改正規定の施行の日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)附則

第三条第十号に規定する旧郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)は、預金とみなす。

(文書管財領域文書法務グループ)

福島県条例第五十八号

福島県情報公開条例の一部を改正する条例

福島県情報公開条例(平成十二年福島県条例第五号)の一部を次のように改正する。第七号第二号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

附 則

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

(文書管財領域文書法務グループ)

福島県条例第五十九号

福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例(平成十一年福島県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「狩猟鳥獣」を「対象狩猟鳥獣(カワウ、)に、「有害狩猟鳥獣捕獲等」を「有害対象狩猟鳥獣捕獲等」という。)及び法第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整のための鳥獣の捕獲等(以下「特定鳥獣個体数調整捕獲等」に改め、同条第七号中「第九条第十二項」を「第九条第十三項」に改め、同条第二十五号中「有害狩猟鳥獣捕獲等」を「有害対象狩猟鳥獣捕獲等の許可を受けた者、特定鳥獣個体数調整捕獲等」に改め、同条第二十六号中「第七条第十項及び第十一項」を「第七条第十項及び第十二項」に改め、同条第二十七号中「第七条第十二項及び第十三項」を「第七条第十三項及び第十四項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際改正後の福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例第二条第一号から第九号まで及び第二十五号から第二十七号までに掲げる事務に係る法令(以下この項において「法令」という。)のそれぞれの規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際改正前の福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例第二条第一号から第九号まで及び第二十五号から第二十七号までに掲げる事務に係る法令(以下この項において「法令」という。)のそれぞれの規定により市町村の長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に法令のそれぞれの規定により市町村の長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後におい

ては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(環境共生領域自然保護グループ)

福島県条例第六十号

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を

定める条例の一部を改正する条例

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(昭和五十年福島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、別表第二の2に規定するその他の水域における別表第三の第二欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る水質汚濁防止法第三条第三項及び第四項の規定に基づく排水基準及びこれを適用する区域は、平成二十二年七月三十一日までの間は、同表のとおりとする。

3 前項の規定の適用については、その工場又は事業場に係る汚水等(水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設(以下「特定施設」という。)から排出される汚水又は廃液をいう。)を処理する事業場については、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとみなす。

附則第二条第一項中「水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設(以下「特定施設」という。)」を「特定施設」に改める。

別表第二の2の表備考1及び2中「とする」の次に「(別表第3において同じ。)」を加え、別表第二の次に次の一表を加える。

別表第3 (第2条関係)

有害物質の種類	業種その他の区分	許 容 限 度												
		A水域		B水域		C水域		D水域		E水域		F水域		
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
ふつ素及びその化合物 (単位 ふつ素の量に関して、1リットルにつきミリグラム)	非鉄金属製錬・精製業（アルミニウムの精錬に係るものに限る。）	1日平均排出水量が10立方メートル以上30立方メートル未満のもの						8		8				
		1日平均排出水量が30立方メートル以上のもの		10		8		8		8		10		10
	ほうろう鉄器製造業、うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものに限る。）、非鉄金属製錬・精製業（アルミニウムの精錬に係るものを除く。）、電気めつき業及び旅館業（昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉を利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するものに限る。）	1日平均排出水量が10立方メートル以上30立方メートル未満のもの						10		8				
		1日平均排出水量が30立方メートル以上のもの		10		10		10		8		10		10
	化学肥料製造業	1日平均排出水量が10立方メートル以上30立方メートル未満のもの						8						
		1日平均排出水量が30立方メートル以上のもの						8		10				

備考

- この表の第2欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場が同時に同欄に掲げる他の業種その他の区分に属する場合において、その業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。
- この表に掲げる排水基準は、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となつた日から1年間は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が特定事業場又は排水指定事業場であるときは、この限りでない。
- 2のただし書の規定にかかわらず、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水について適用される排水基準で定める許容限度が当該施設が特定施設となる際に当該工場又は事業場から排出される水に適用されていた排水指定事業場排水基準で定める許容限度より厳しい許容限度である場合は、当該施設が特定施設となつた日から1年間は、従前の排水基準で定める許容限度に相当する許容限度の排水基準を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
(環境保全領域水環境グループ)

福島県条例第六十一号

福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例

福島県土地改良施設条例(昭和四十年福島県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表湛水防除施設の項中

塚原排水機場	南相馬市小高区塚原字川寄
柵塩排水機場	双葉郡浪江町大字柵塩字南川原

塚原排水機場

南相馬市小高区塚原字川寄

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県条例第六十二号

福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和四十九年福島県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第五項中「六月以上」を「十二月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定める者をいう。以下この条において同じ。)にあつては、六月以上)」に、「雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)」を「同法」に、「同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するもの」として管理者が定める者を同項を「特定退職者を同法第二十三条第二項」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

2 改正後の福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例第十六条第五項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
(企業局経営管理グループ)

福島県条例第六十三号

福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成十五年福島県条例第九十九号)の一部を次のように改正する。
第二十三条第五項中「六月以上」を「十二月以上(企業管理規程で定める職員にあつては、六月以上)」に、「失業給付」を「失業等給付」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第二十三条第五項の改正規定(「失業給付」を「失業等給付」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

2 改正後の福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例第二十三条第五項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
(病院局管理グループ)

福島県条例第六十四号

福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

福島県警察の組織に関する条例(昭和二十九年福島県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第七条に次の一号を加える。

八 犯罪による収益の移転防止に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(警 務 課)